

常勤役員（専務理事及び常務理事）の公募について

全国土地改良事業団体連合会（愛称：全国水土里^{みどり}ネット）の役員が平成27年3月31日に任期満了となることに伴い、常勤役員（専務理事及び常務理事）を公募します。詳細については、以下をご覧ください。

〔公募内容〕

1. 公募する常勤役員

- ①専務理事 1名
- ②常務理事 1名

2. 就任予定日

平成27年4月1日

3. 任期

就任日から平成31年3月31日まで（再任を妨げない）。

4. 職務内容

①専務理事

会長及び副会長を補佐し、本会の行う業務全般の執行について統括するとともに、その責任を負う。

②常務理事

会長、副会長及び専務理事を補佐し、本会の行う業務全般の執行について指導・調整するとともに、会の経理について責任を負う。

（注）本会の行う業務については、別紙「全国土地改良事業団体連合会の概要」を参照して下さい。

5. 応募要件

①専務理事

- ア 農業農村整備事業及びこれに関連する非公共事業等の業務に従事した経験があること。
- イ 国又は都道府県等の予算に精通していること。
- ウ 土地改良法について熟知し、本会の法律上の位置づけ等を十分理解していること。
- エ 農業土木技術に関し、高度な技術力を有していること。
- オ 本会の公共的法人の性格に鑑み、中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、人格高潔で高い倫理観を有すること。
- カ 原則として、予定する任期の末日（平成31年3月31日）における満年齢が、7

0歳以下であること。

②常務理事

- ア 農業農村整備事業及びこれに関連する非公共事業等の業務に従事した経験があること。
- イ 国又は都道府県等の予算及び公的団体の複式簿記に精通していること。
- ウ 土地改良法について熟知し、本会の法律上の位置づけ等を十分理解していること。
- エ 農業土木技術に関し、高度な技術力を有していること。
- オ 本会の公共的法人の性格に鑑み、中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、人格高潔で高い倫理観を有すること。
- カ 原則として、予定する任期の末日(平成31年3月31日)における満年齢が、70歳以下であること。

(注1) ア、イ、オ、カは必須、ウ、エはどちらか1つを満たすこと。

(注2) ①、②とも、現に、当会の常勤役員である者も応募できます。

6. 勤務条件

(1) 勤務形態

専務理事、常務理事とも常勤

(2) 勤務地

全国土地改良事業団体連合会(東京都千代田区平河町二丁目7番4号 砂防会館別館)

(3) 勤務時間

当会の勤務時間、休暇等に係る規程の適用がありません。(職員の勤務時間は午前9時から午後5時30分まで)

(4) 報酬

①専務理事：年額1,200万円程度

②常務理事：年額900万円程度

(5) 手当等

上記報酬とは別に通勤手当(実費)を支給するほか、社会保険(健康保険、厚生年金)に加入。

7. 選考方法

(1) 一次選考

* 外部有識者を含む審査委員会の審査により候補者を選考し、本会の詮衡委員会に推薦する。

* 必要に応じ、面接を実施する。

* 一次選考結果は、応募者全員にお知らせします。

(2) 二次選考

* 本会定款に定めた詮衡委員会において審査し、候補者を総会に推薦する。

- * 総会において理事に選任された場合は、理事会の承認を経て会長が専務理事または常務理事に指名する予定。
- * 二次選考結果は、二次選考対象者にお知らせします。

[応募方法等]

1. 応募受付期間

平成27年1月23日（金）～平成27年2月12日（木）

2. 応募書類

(1) 履歴書

- * 顔写真を添付すること。
- * 職歴は、別途職歴書によること。
- * 連絡用の携帯電話番号等も記入すること。

(2) 職歴書

- * 時系列に勤務期間（例：S59.4～H2.3）、勤務場所、役職、職務概要を記入すること。A4版用紙を用いることとし、様式は任意のもので差し支えありません。

3. 提出期限

- * 平成27年2月12日（木） 17:00までに必着。
- * 郵送又は持参すること。（電子メール等での応募は受け付けない。）

4. 送付先

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目7番4号 砂防会館別館4階
全国土地改良事業団体連合会 総務部 宛

5. 応募に関する問い合わせ

総務部（担当：星野、加藤）

電話 03-3234-5591 FAX. 03-3234-5670

6. その他

- * 応募書類は返却しない。
- * 応募にかかる費用は、全額応募者負担とする。
- * 提出された応募書類に記載されている個人情報、本公募の選考のみに使用し、他の目的に使用することはありません。

全国土地改良事業団体連合会の概要

1 目的

都道府県土地改良事業団体連合会（土地改良区、市町村、農業協同組合が会員）及び土地改良事業を行う者（1万ヘクタールを超える土地改良区）を会員として、会員の事業の指導等を通じて、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする。（土地改良法第111条の2、第111条の10）

2 設立

昭和32年に土地改良法が改正され、連合会が法律上位置づけられたことに伴い、昭和33年8月19日に設立

3 組織（平成27年1月現在）

会員数 51団体（都道府県連合会 47 土地改良区 4）
職員数 25人（事務職 10人 技術職 15人）

4 業務

1) 法律で定められているもの（土地改良法第111条の9）

- ① 会員の行う土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助
- ② 土地改良事業に関する教育及び情報の提供
- ③ 土地改良事業に関する調査及び研究
- ④ 国又は都道府県の行う土地改良事業に対する協力
- ⑤ 全国連合会にあつては会員たる地方連合会の事業の指導
- ⑥ 前各号に掲げる事業のほか目的を達成するため必要な事業

2) 具体的な活動

- ① 土地改良施設の維持管理事業等の啓発、推進指導及び支援
- ② 換地処分の啓発、推進指導及び支援
- ③ 土地改良負担金対策事業等の啓発、推進指導及び支援
- ④ 農業農村整備事業の担当者の意識高揚、技術力の向上のための研修会の実施及びマニュアルの作成
- ⑤ 農業農村整備事業に関する広報活動
- ⑥ 土地改良区の運営実態調査の実施